

水と緑の南摩の里整備事業

実施方針

令和4年9月29日

栃木県

目次

1	本事業の実施に関する事項	1
1.1	本事業の事業内容に関する事項	1
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1	民間事業者の募集及び選定	7
2.2	民間事業者の選定手順	7
2.3	審査及び選定に関する事項	7
2.4	提出書類の取扱い	8
2.5	応募者の参加資格要件	8
3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
3.1	選定事業者の責任の明確化に関する事項	13
3.2	選定事業者の責任の履行に関する事項	13
4	本施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
4.1	立地に関する事項	14
4.2	公共施設の計画に関する事項	15
5	公表資料等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
5.1	疑義が生じた場合の措置	16
5.2	管轄裁判所の指定	16
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
6.1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	16
6.2	事業の継続が困難となった場合の措置	16
7	法制上及び税制上の措置等に関する事項	17
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	17
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	17
7.3	その他支援に関する事項	17
8	その他本事業の実施に関し必要な事項	18
8.1	議会の議決	18
8.2	実施方針に関する質問回答	18
8.3	情報提供	18
8.4	応募に係る費用負担	18
8.5	問い合わせ先	18
別紙1	本施設の概要	
別紙2	想定されるリスク分担	
別紙3	水と緑の南摩の里整備事業に関する質問書	

1 本事業の実施に関する事項

1.1 本事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

水と緑の南摩の里整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

水と緑の南摩の里（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者等

栃木県知事 福田富一

(4) 事業の目的

栃木県（以下「県」という。）では、平成16年度に策定した「南摩ダム水源地域整備計画」において、ダム周辺地域の生産機能又は生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、ダム湖の周辺地域にアクティビティ施設等を整備し、地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図ることとしている。

本事業は、地域住民のレクリエーションの場とするとともに、観光資源としての魅力を高め、水源地域の活性化を図るため、本施設を整備する。

(5) 本事業の対象施設

本事業の対象とする本施設は、「別紙1 本施設の概要」のとおりである。

(6) 公共施設の位置づけ

県は、本施設を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に定める公の施設として位置付ける。

(7) 本事業の業務内容

本事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、以下の業務を行う。

1) 設計業務

- ・ 各種調査（地質調査等）
※ 必要に応じて実施する公表している地質データを補完する調査等を対象とする。
- ・ 建築設計（設備含む）
※ 建築施設：ビジターセンター、及びこれに付随する広場及びその関連施設（設備含む）を対象とする。
- ・ 基盤施設設計
※ 基盤施設：園路・管理用通路、法面保護工及びその関連施設を対象とする。
- ・ アクティビティ施設設計
※ アクティビティ施設：吊り橋アクティビティ施設、ジップライン、アスレチック施設及びその関連施設を対象とする。
- ・ 申請業務等（計画通知含む）

2) 工事監理業務

3) 建設業務

- ・ 各種申請（工事に係る各種届出・申請、許認可等）
- ・ 建築工事（設備含む）
- ・ 基盤施設工事
- ・ アクティビティ施設整備工事

4) 什器備品調達設置業務

(8) 事業方式

本事業の事業手法は、本施設の設計・施工を選定事業者が一括して行う設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）とする。

なお、本施設のアクティビティゾーンの維持管理業務及び運營業務には、指定管理者制度を適用する予定であり、県は令和 4 年 6 月に指定管理予定者を選定済みである。

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和7年3月までとする。

(10) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

表 1 本事業のスケジュール

項目	時期
設計施工一括契約の締結	令和5年6月
設計・建設期間	設計施工一括契約締結～令和7年1月末
本施設の引渡し	令和7年1月末
開業準備	令和7年2月～令和7年3月末
供用開始	令和7年4月

(11) 選定事業者の収入

県は、選定事業者が実施する業務（「(7) 本事業の業務内容」参照）の対価を、選定事業者に支払う。

具体的な支払い方法等については、募集要項等公表時に示す。

(12) 本事業の実施に関する契約

県は、本事業を実施するため、選定事業者等と以下の契約を締結する。

1) 設計施工一括契約

県は、選定事業者との間で仮契約を締結し、県議会の議決をもって、設計施工一括契約の締結となる。選定事業者は、当該契約に基づいて本事業を実施する。

設計施工一括契約書の詳細は、募集要項等公表時に示す。

(13) 遵守すべき法令及び許認可等

選定事業者は、本事業の実施に当たり、以下に示す関係法令等（関係する法律、政令、省令、条例等及び適用基準等）を遵守する。

なお、以下に記載のない関係法令等についても適宜遵守し、参考にすること。

1) 法令

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）（平成11年法律第117号）
- 医療法（昭和23年法律第205号）
- 健康増進法（平成14年法律第103号）
- 地域保健法（昭和22年法律第101号）
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）

- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）（平成 18 年法律第 91 号）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）（平成 27 年法律第 53 号）
- 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- その他関連する法令等

2) 条例等

- 栃木県開発許可事務の手引
- 栃木県建築基準条例（昭和 57 年条例第 2 号）
- 建築基準法施行細則（昭和 33 年規則第 29 号）
- 建築士法施行細則（昭和 25 年規則第 130 号）
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 11 年条例第 25 号）
- 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成 11 年規則第 55 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年規則第 34 号）
- 栃木県建設工事等執行規則（昭和 48 年規則第 62 号）
- 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する条例（平成 6 年条例第 2 号）
- 栃木県環境基本条例（平成 8 年条例第 2 号）
- 森林法施行規則（昭和 50 年規則第 1 号）
- 栃木県景観条例（平成 15 年条例第 6 号）
- 栃木県景観条例施行規則（平成 15 年規則第 29 号）
- 栃木県障害者差別解消推進条例（平成 28 年条例第 14 号）
- 栃木県障害者差別解消推進条例施行規則（平成 28 年規則第 33 号）
- 栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）
- 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号）
- 栃木県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年規則第 1 号）
- 栃木県情報公開条例（平成 11 年条例第 32 号）
- その他関連する条例等

※条例等については、関係所管との協議によりその内容を確認すること。

3) 適用基準等

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築工事安全施行技術指針・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官庁営繕部）
- 建築物修繕措置判定手法（国土交通省大臣官庁営繕部）
- 照明環境規準・同解説（日本建築学会）
- 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（国土交通省通達平成15年7月3日）自然公園等工事積算基準（自然公園編）
- 土木工事共通仕様書（国土交通省関東地方整備局）
- 栃木県土木工事共通仕様書（栃木県県土整備部）
- 自然公園等工事積算基準（自然公園編）（環境省）
- その他官庁営繕部、建築学会等の技術基準

※上記基準等については、業務実施時の最新版によるものとする。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定

公募に当たっては、応募者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ、提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、「公募型プロポーザル方式」により、選定事業者を選定する。

なお、当該選定に当たっては、資格、提案内容、価格等の総合的な内容について、審査する。

2.2 民間事業者の選定手順

県は、以下の手順により、民間事業者を選定することを予定している。

表 2 民間事業者の選定手順及びスケジュール

	日 程 (予定)	内 容
令和4年	9月29日(木)	実施方針の公表
	12月	募集要項等公表 現地説明会・直接対話への参加申込締切
令和5年	1月	現地説明会・直接対話の開催
		募集要項等に関する質問受付期間
	2月	募集要項等に関する質問回答の公表
	3月	提案書受付
	5月	選定事業者の決定
	6月	仮契約の締結
設計施工一括契約書の締結		

2.3 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- ① 最優秀提案者の選定に係る審査は、「水と緑の南摩の里整備事業事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」にて行う。また、選考委員会の審議を経て県が定める事業者選定基準書は、募集要項等公表時に示す。
- ② 選考委員会において、提案価格及び施設整備計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ③ 最優秀提案者を選定するまでの間に、応募者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格する。

(2) 選定事業者の決定

選考委員会における最優秀提案者の選定結果を踏まえて、県が選定事業者を決定する。

(3) 選定事業者を選定しない場合

民間事業者の募集過程において、応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減等が見込めない等の理由により、県が、本事業を実施することが妥当でないと判断した場合には、選定事業者を選定しない。

(4) 審査結果及び評価の公表方法

審査結果及び評価は、県のホームページにおいて公表する。

2.4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、当該提案書を提出した応募者に帰属する。

ただし、県が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、県は、これを無償で使用することができる。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については、返却しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

2.5 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

① 用語の定義

代表企業：応募者のうち、応募手続を代表して行う企業をいう。

構成企業：応募者のうち、代表企業以外の企業をいう。

設計企業（建築）：構成企業のうち、建築施設に係る設計業務を行う企業をいう。

設計企業（土木）：構成企業のうち、基盤施設の設計業務を行う企業をいう。

設計企業（アクティビティ）：構成企業のうち、アクティビティ施設の設計業務を行う企業をいう。

建設企業（建築）：構成企業のうち、建築施設の工事業務を行う企業をいう。

建設企業（土木）：構成企業のうち、基盤施設の工事業務を行う企業をいう。

建設企業（アクティビティ）：構成企業のうち、アクティビティ施設の工事業務を行う企業をいう。

工事監理企業（建築）：構成企業のうち、建築施設に係る工事監理業務を行う企業をいう。

工事監理企業（土木）：構成企業のうち、基盤施設に係る工事監理業務を行う企業をいう。

う。

工事監理企業（アクティビティ）：構成企業のうち、アクティビティ施設に係る工事監理業務を行う企業をいう。

- ② 応募者は、「分担施工方式」による「設計施工共同企業体」を結成することとし、(2)に規定する参加資格要件を満たすこと。
- ③ 建設業務を行う建設企業は、「共同施工方式」により、栃木県建設共同企業体取扱要領に規定する「特定建設工事共同企業体」を結成することとし、(2)に規定する参加要件を満たすこと。
- ④ 代表構成企業は、「分担施工方式部分」の出資比率が最大である者であって、かつ「共同施工方式」部分における出資比率が最大のものであること。
- ⑤ 「共同施工方式」部分における構成企業数は、3者までとする。構成は、代表構成企業及びその他の構成企業から結成するものとし、代表構成企業は1者とする。
- ⑥ 「共同施工方式部分」における構成企業の組合せは、原則として等級格付けが栃木県建設工事請負業者選定要綱(以下「選定要綱」という。)第4条に規定するSA等級又はA等級に属する者の組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めるときは、B等級に属する者を含めた組合せとすることができる。なお、格付けを行わない工種の構成企業の組合せについては、構成企業間の施工力、経営力の均衡に留意するものであること。
- ⑦ 「共同施工方式部分」の構成企業当たりの出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。
- ⑧ 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。
- ⑨ 複数の要件を満たす企業は、本事業の複数の業務を実施することができる。ただし、建設企業と工事監理企業は、兼務することは認めない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ⑩ 応募者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りではない。
- ⑪ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
- ⑫ 応募者は、別途県が先行して公募・選定した「水と緑の南摩の里アクティビティゾーン指定管理予定者」に対して、本事業について意見交換等の抵触をすることを禁ずる。指定管理者予定者との関与が疑われる場合、本公募により選定された応募者の選定を取り消す場合がある。

(2) 応募者の参加資格要件

1) 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- ④ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等及び同条例第 6 条に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑥ 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は以下のとおりである。
 - ・八千代エンジニアリング株式会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- ⑦ 最近 1 年間に於いて国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ⑧ 選考委員会委員の所属する企業及びその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2) 各業務を担う企業の参加資格要件

各業務を担う企業は、以下の参加資格要件を満たしていなければならない。

① 設計企業（建築）

設計企業（建築）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に
掲載されている者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく、一
級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延
床面積 500 ㎡以上の公共施設の設計業務を元請として履行した実績を有すること。

② 設計企業（土木）

設計企業（土木）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登
載されている者であること。
- (イ) 都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成設計業務実績を有すること。

③ 設計企業（アクティビティ）

設計企業（アクティビティ）は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 延長 100m 以上の吊り橋の設計実績を有すること。

④ 建設企業（建築）

建設企業（建築）は、以下の要件を満たすこと。令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「建築一式工事」に登載されている者であること。

(ア) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、延床面積 500 m²以上の公共施設の建築一式工事（新築に限る。）を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。

⑤ 建設企業（土木）

建設企業（土木）は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木一式工事」に登載されている者であること。

(イ) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成工事を元請として施工した実績を有する者であること。

なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。

⑥ 建設企業（アクティビティ）

建設企業（アクティビティ）は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した工事において、支間長 100m 以上の吊り橋を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工した実績を有する者であること。

⑦ 工事監理企業（建築）

工事監理企業（建築）は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登載されている者であること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(ウ) 平成 24 年 4 月 1 日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延

床面積 500 m²以上の公共施設の工事監理又は設計業務を元請として履行した実績を有すること。

⑧ 工事監理企業（土木）

工事監理企業（土木）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登載されている者であること。
- (イ) 都市計画法に基づく開発行為の許可を伴う造成の工事監理又は設計業務実績を有すること。

⑨ 工事監理企業（アクティビティ）

工事監理企業（アクティビティ）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 延長 100m 以上の吊り橋の工事監理又は設計実績を有すること。

3) その他

県は、随時、令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿への登載を受け付けている。令和 3・4 年度栃木県入札参加資格者名簿への登載を希望する者は、下記の URL を確認すること。

【参照ページ】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/nyuusatsushikaku/r03r04zuiji.html>

(3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 選定事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 想定されるリスクの責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙2 想定されるリスク分担」によるものとし、今後、選定事業者との対話の結果を踏まえ、追加、変更等する事項については、募集要項等と併せて公表する設計施工一括契約書（案）において明らかにする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

県又は選定事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、県と選定事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については、「別紙2 想定されるリスク分担」によるほか、募集要項等の公表時にあわせて公表する設計施工一括契約書（案）において示す。

なお、県及び選定事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

3.2 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は設計施工一括契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

4 本施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 立地に関する事項

本施設の立地は以下のとおりである。

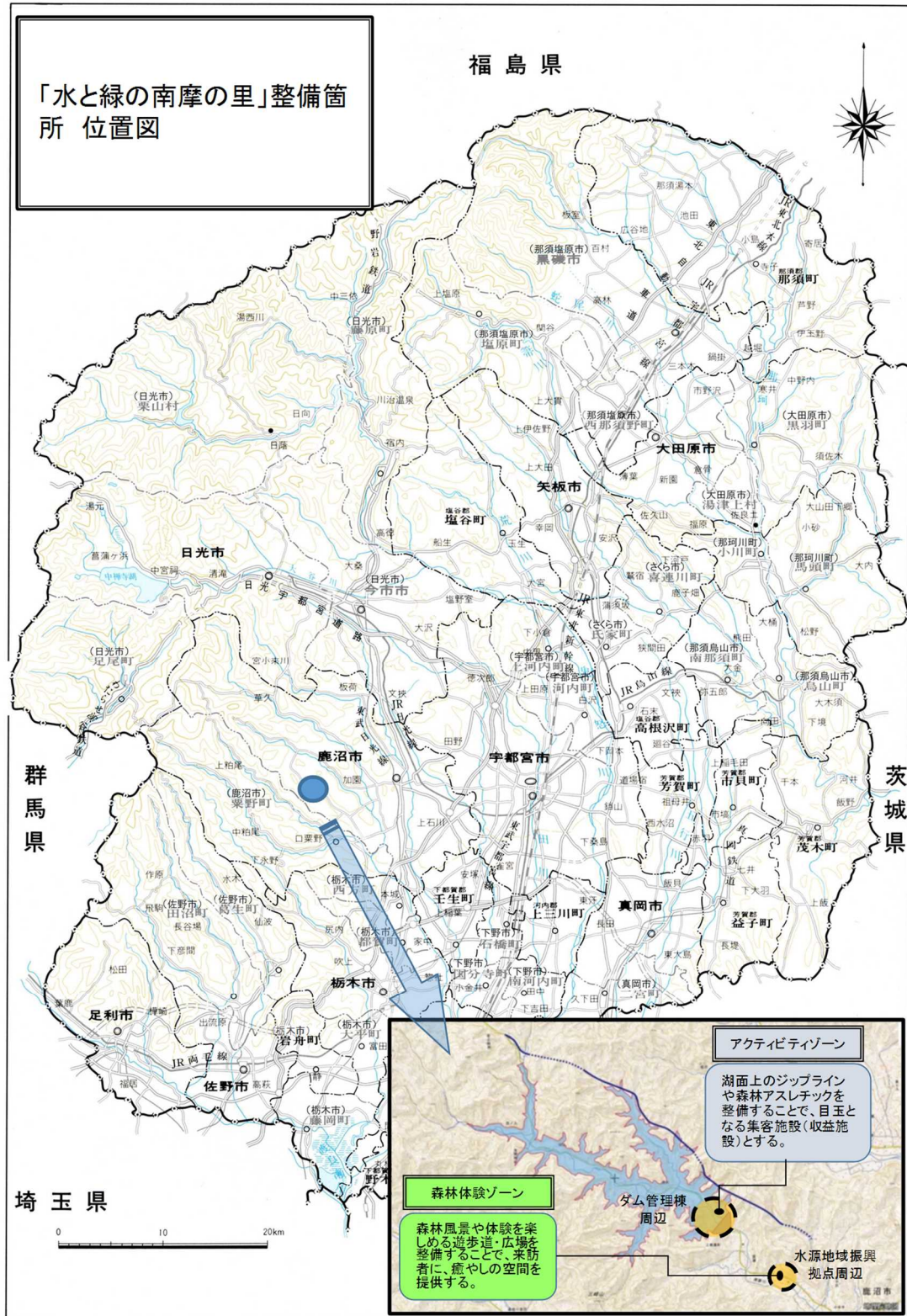


図 1 本施設の位置図

4.2 公共施設の計画に関する事項

(1) 本施設の概要

本施設の概要は、「別紙1 本施設の概要」のとおりである。

(2) 南摩ダムの概要

南摩ダムの概要は、以下のとおりである。

表 3 南摩ダム概要

事業の位置	栃木県鹿沼市（南摩ダム：利根川水系南摩川）
型式	コンクリート表面遮水壁型ロックフィルダム(CFRD)
ダムの高さ	: 86.5m
ダムの体積	: 約 240 万 m ³
総貯水容量	: 5,100 万 m ³
有効貯水容量	: 5,000 万 m ³
黒川導水路	: 延長約 3 km、最大通水量 8 m ³ /s
大芦川導水路	: 延長約 6 km、最大通水量 20 m ³ /s
工期	: 昭和 44 年度～令和 6 年度
事業費	: 約 1,850 億円
参考 URL	: https://www.water.go.jp/kanto/omoigawa/jigyuu/nanma.htm

出典：独立行政法人水資源機構思川開発建設所 HP

(3) 水源地域振興拠点施設の概要

水源地域振興拠点施設は、鹿沼市が所有する南摩ダム事業による生活環境への影響緩和を図るために計画され、鹿沼市西北部地域の振興拠点となること等を目的とした施設である。主な施設は、キャンプ場、温浴施設、物販施設であり、令和 6 年度春の開業を目指している。

水源地域振興拠点施設の維持管理・運営には、指定管理者制度を適用する予定であり、鹿沼市は令和 3 年度に指定管理予定者を選定した。

参考 URL : <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0490/info-0000007662-1.html>

5 公表資料等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

5.1 疑義が生じた場合の措置

県が募集手続において配付した一切の資料、当該資料に係る質問回答書、選定事業者が提出した提案書、県と選定事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、県と選定事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。協議が整わない場合は、設計施工一括契約書に規定する具体的措置に従う。

5.2 管轄裁判所の指定

設計施工一括契約書に関する訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、設計施工一括契約書に定める事由ごとに県又は選定事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

6.2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにも関わらず、本事業の継続が困難となった場合は、設計施工一括契約書の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 選定事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 選定事業者が提供するサービスが、要求水準書や設計施工一括契約書に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他設計施工一括契約書に定める選定事業者に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、選定事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合は、県は設計施工一括契約を解除することができる。
- ② 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、設計施工一括契約書に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、県は設計施工一括契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により、県が設計施工一括契約を解除した場合は、設計施工一括契約書の定めるところにより、県は選定事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 県の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、選定事業者は設計施工一括契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により、選定事業者が設計施工一括契約を解除した場合は、県は設計

施工一括契約書の定めるところにより、選定事業者が生じた損害を賠償する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 県又は選定事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、県及び選定事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、県が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、県は、事前に選定事業者に通知することにより、設計施工一括契約を解除できる。
- ③ 設計施工一括契約を解除する場合の措置については、設計施工一括契約書の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、設計施工一括契約書に定める。

7 法制上及び税制上の措置等に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する財政上及び金融上の措置等は想定していない。

7.3 その他支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- ① 本事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力する。
- ② その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者とで協議を行う。

8 その他本事業の実施に関し必要な事項

8.1 議会の議決

- ① 本事業の実施に当たり、その予算措置として、債務負担行為の設定に関する議案を県議会に提出する予定である。
- ② 選定事業者決定後、設計施工一括契約締結に係る議案を県議会に提出する予定である。

8.2 実施方針に関する質問回答

① 質問受付

実施方針に関する質問の受付は、以下のとおりとする。

表 4 質問受付の概要 ※日程等の案を入れてください

受付期間	令和4年9月29日(木)～令和4年10月17日(月)17時まで
提出方法	別紙3「水と緑の南摩の里整備事業に関する質問書」に記入し、上記の期間で「8.5 問い合わせ先」に示す E-mail 宛に送付する。 送付する際の件名は、「水と緑の南摩の里整備事業に関する意見及び質問 ●●」(●●は提出企業名)とする。

② 質問回答の公表

実施方針に関する質問回答は、以下のとおりとする。

表 5 質問回答の概要

公表日時	令和4年10月28日(金)
公表方法	提出されたすべての質問については、原則として、県のホームページにおいて公表する。

8.3 情報提供

情報提供は、適宜、県のホームページにおいて行う。

8.4 応募に係る費用負担

応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

8.5 問い合わせ先

栃木県 環境森林部 自然環境課 自然公園担当
〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 栃木県庁本館 12 階
電話：028-623-3211
FAX：028-623-3212
E-mail：shizen-kankyuu@pref.tochigi.lg.jp